【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第五十七条　削除

（改正前）

第五十七条　証券会社は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買等」という。）による利益の額が有価証券の売買等による損失の額を超えるときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した金額を取引損失準備金として積み立てなければならない。

②　前項の準備金は、有価証券の売買等による損失の額が有価証券の売買等による利益の額を超える場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第五十七条　証券会社は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買等」という。）による利益の額が有価証券の売買等による損失の額を超えるときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した金額を取引損失準備金として積み立てなければならない。

②　前項の準備金は、有価証券の売買等による損失の額が有価証券の売買等による利益の額を超える場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（改正前）

第五十七条　証券会社は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買等」という。）による利益の額が有価証券の売買等による損失の額を超えるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を取引損失準備金として積み立てなければならない。

②　前項の準備金は、有価証券の売買等による損失の額が有価証券の売買等による利益の額を超える場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第五十七条　証券会社は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買等」という。）による利益の額が有価証券の売買等による損失の額を超えるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を取引損失準備金として積み立てなければならない。

②　前項の準備金は、有価証券の売買等による損失の額が有価証券の売買等による利益の額を超える場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（改正前）

第五十六条　証券会社は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買等」という。）による利益の額が有価証券の売買等による損失の額を超えるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を取引損失準備金として積み立てなければならない。

②　前項の準備金は、有価証券の売買等による損失の額が有価証券の売買等による利益の額を超える場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第五十六条　証券会社は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買等」という。）による利益の額が有価証券の売買等による損失の額を超えるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を取引損失準備金として積み立てなければならない。

②　前項の準備金は、有価証券の売買等による損失の額が有価証券の売買等による利益の額を超える場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（改正前）

第五十六条　証券会社は、有価証券の売買による利益の額が有価証券の売買による損失の額をこえるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を売買損失準備金として積み立てなければならない。

②　前項の準備金は、有価証券の売買による損失の額が有価証券の売買による利益の額をこえる場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第五十六条　証券会社は、有価証券の売買による利益の額が有価証券の売買による損失の額をこえるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を売買損失準備金として積み立てなければならない。

②　前項の準備金は、有価証券の売買による損失の額が有価証券の売買による利益の額をこえる場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（改正前）

（新設）